

東北支社長 殿  
関東支社長 殿

技術本部長

## 東日本大震災に係る本復旧工事における低入札価格調査について（特別要領）

低入札価格調査は、「工事における低入札価格調査について（要領）」（平成 22 年 4 月 21 日付け東高技調第 29 号担当取締役）（以下「要領」という。）により通知しているところであるが、東日本大震災に係る本復旧工事に限り、次のとおり取扱うこととしたので通知する。

なお、この特別要領に定めのない事項は、要領に基づき手続を行うものとする。

また、この特別要領は東日本大震災に係る本復旧工事の契約手続が完了次第廃止する。

### 第 1 基本事項

#### 1-4 低入札価格調査に係る重点調査 を次のとおりとする。

東日本大震災に係る本復旧工事においては、重点調査価格の設定及び重点調査は行わないものとする。

#### 1-5 調査基準価格等の設定 を次のとおりとする。

契約責任者は、対象工事を入札に付そうとするときは、第 1（1-3 実施細則第 26 条第 3 項の基準）に基づき、契約制限価格を設定した場合は、次に掲げる価格を算出し設定した上、契約制限価格書にその価格を記載するものとする。

1) 調査基準価格

2) 低入札価格調査の数値的判断基準価格（失格基準）

なお、2) 低入札価格調査の数値的判断基準（失格基準）は、「政府調達協定対象（以下「WTO 対象工事」という。）である場合は適用しない。

### 第 2 入札手続（入札公告から落札者決定までの手続）

#### 2-3 調査の実施 を次のとおりとする。

契約責任者は、落札予定者の入札価格が調査基準価格を下回っており、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、入札価格に応じて、次のいずれかの調査を行うものとする。

① 落札予定者の入札価格が調査基準価格を下回り当社の工事価格対象額の 70% に相当する額を上回る場合は「基本調査」

また、調査は、次の手順により行うものとする。

① 「数値的判断基準に基づく調査」

ただし、「WTO 対象工事」である場合は適用しない。

② 「数値的判断基準以外の基準に基づく調査」

### 2-3-1 数値的判断基準に基づく調査 を次のとおりとする。

WTO 対象以外の工事である場合は、数値的判断基準に基づく調査を次のとおり行うものとする。

#### (1) 調査の方法

契約責任者は、要領記 2-2 (入札の執行) において、入札参加者に対して保留を宣言した場合は、速やかに落札予定者の入札書に記載された価格に基づき、次に示す数値的判断基準【失格基準】のいずれかの価格を下回る入札であるかどうかの調査を行い、調査結果に基づき次の手続を進めるものとする。

##### 1) 数値的判断基準【失格基準】

1. 当社が定めた工事価格対象額の 70% に相当する額に対し、落札予定者の応札額が下回る場合
2. 落札予定者の応札額が、調査基準価格を下回り工事価格対象額の 70% に相当する額を上回る場合は次のとおりとする。  
当社が定めた直接工事費と共通仮設費の合計額が 70% に相当する額に対し、落札予定者の直接工事費と共通仮設費の合計額が下回る場合

##### ①数値的判断基準に適合しない場合

上記 1) の数値的判断基準 (失格基準) に適合しない場合は、要領記 2-3-2 数値的判断基準以外の基準に基づく調査の手続に移行する。

##### ②数値的判断基準に適合した場合

上記 1) の数値的判断基準 (失格基準) に適合した場合は、要領記 2-4 (調査結果) (2) の手続に移行する。

### 2-3-2 数値的判断基準以外の基準に基づく調査 (1) 調査の方法、2) 調査資料の提出を次のとおりとする。

#### (1) 調査の方法

##### 2) 調査資料の提出

契約責任者は、落札予定者から調査資料の提出があった場合は受領し提出期限後、要領記 2-3 (調査の実施) 3) の手続に移行する。

ただし、落札予定者から提出期限前に調査資料の提出があり、かつ調査の実施の申し出があった場合は、提出期限前であっても要領記 2-3 (調査の実施) 3) の手続に移行することができるものとする。

## 第 4 その他

### 1 入札公告への明示

契約責任者は、入札公告に、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 本工事が、東日本大震災に係る本復旧工事であること。

以 上